

令和4年度：第2回新潟市犯罪被害者等支援推進会議 会議概要

◆会議概要

○日時：令和4年11月29日（火）午後3時00分～午後5時00分

○場所：新潟市役所 3階 対策室2・3

○出席者

・委員

丹羽委員 井口委員、中曾根委員、大花委員、高橋委員、小林委員 以上6名

・事務局

市民生活部長 市民生活課長 同課安心・安全推進室長 同室職員2名

・傍聴者4名

◆次第

1. 開会

2. 市民生活部長あいさつ

3. 議事

（仮称）新潟市犯罪被害者等支援推進計画素案について

4. その他

5. 閉会

議事（仮称）新潟市犯罪被害者等支援推進計画素案について

○新潟市犯罪被害者等支援推進計画素案について、事務局から説明がありました。

- ・計画の期間内であっても国の施策の見解や犯罪被害者のニーズに合わせ、計画の見直しを行う旨を記載したほうがよいという、意見がありました。
- ・性暴力被害者支援センターに寄せられた性暴力への相談件数のみではなく、にいがた被害者支援センターに寄せられた他の犯罪被害の相談件数も記載すべきという、意見がありました。
- ・犯罪被害の暗数を示すためにも、性暴力被害者支援センター及びにいがた被害者支援センターに寄せられた犯罪被害の相談件数を記載すべきという、意見がありました。
- ・計画素案内の記載について、「性暴力被害」という表記ではなく、「性犯罪・性暴力」という表記にするべきという意見がありました。

- ・計画素案の2ページ1行目に「本市における刑法犯認知件数は、戦後最高の件数を記録した平成15年をピークに～」と記載されているが、刑法犯認知件数を示すグラフの数値が平成24年から始まっているため、2年おきの記載でもよいため、平成15年からの表記にすべきという意見がありました。
- ・新潟市は平成17年に大合併があったため、市の規模が変わった平成17年以前の刑法犯認知件数と純粹に比較することはできないため、各年度の刑法犯認知件数を示す図の数値は平成24年から始まりとし、10年間の推移を示す形でよいのではないかという意見がありました。
- ・計画の本文がどの図に当たるのか表記すべきという意見がありました。
- ・犯罪白書等公式統計では、「刑法犯」には刑法のみならず主要な特別法も含んでいるが、計画素案の説明では、「道路交通法やその他の法律に規定された罪は含まない。」とあり、統計の取り方が違うのかという質問がありました。
- ・「認知件数」の定義は「警察において被害届、告訴、告発等を受理した件数」でよいかという質問がありました。
- ・計画の素案内に示されているグラフや表では、「刑法犯認知件数」「本市の犯罪被害者等支援総合窓口における相談状況」「性暴力被害者支援センターにいがたへの相談件数」の3点を記載しているが、計画の素案内に「児童虐待」や「DV」等に関する相談対応等も記載されているため、計画の素案内に記載された文言に関するデータ等も記載したほうがよいのではないかという意見がありました。
- ・犯罪被害者等が受ける直接的被害や二次的被害を示すと同時に、犯罪被害者等がどのような困りごとやニーズを抱えるかを併せて記載することで、一般市民の方もどのような支援を行うべきかが分かるため、犯罪被害者等の困りごとやニーズを記載したほうがよいという意見がありました。
- ・計画素案の3ページ5行目の「また、周辺の人からの心ない言動等による精神的な苦痛（二次的被害）を受けたり～」という文言について、「二次的被害」が括弧書きになっているため、「二次的被害というのは精神的苦痛のみを指す。」と誤解を受ける恐れがあるので、括弧書きは削除したほうが良いという意見がありました。
- ・計画素案の4ページの図の各項目内の例示は、限定的に列挙されているので、例示の末尾に「など」を加えたほうがよいという意見がありました。
- ・重点課題の設定理由について記載したほうがよいという意見がありました。
- ・重点課題の明記について、条例の規定との関連を明示したほうがよいという意見がありました。
- ・犯罪被害者等支援総合窓口は、本庁に置かれている窓口以外に各区にも設置されているのかについて、質問がありました。

- ・犯罪被害について相談をするために来庁した方が役所内で必要な手続きを行う場合、各課での手続きに付き添ってくれるのか、または相談を行った部屋にあらかじめ必要な書類等を用意し、1部屋で手続きが済むような対応を行ってくれるのかという質問がありました。
- ・計画素案に犯罪等に起因する各種相談先が具体的に記載されているが、本庁が担当する項目と各区役所が担当する項目に分かれているため、各区役所でも相談を請け負ってもらえるなら、本庁の課のみが記載されている部分に「各区役所」という文言も追加するべきではないかという意見がありました。
- ・計画素案に「女性相談員が相談に応じます。」と記載されているが、相談者が女性相談員を希望するとは限らないため、相談員の性別等については、可能な範囲で相談者の要望に応える旨を記載した方がよいという意見がありました。
- ・犯罪被害者等の方の弁護士相談は一般の相談と異なる配慮が必要であるため、新潟市が現在行っている1回30分の市民法律相談では、パーティションで区切られただけのオープンスペースで相談を行っていたりするため、二次的被害が生じかねない。よって、市には弁護士相談の費用助成を行うか、難しいようであればプライバシー面に配慮された会議室を用意いただいたり、犯罪被害に関する相談は1時間枠を設けるなどの配慮を行ってほしいという意見がありました。
- ・カウンセリング費用の助成の上限額が15万円と記載されているが、上限に達するまで何回でも申請できるのかという質問がありました。
- ・計画素案に記載されている各種手当・助成について、具体的な金額を標記したほうが良いのではないかという質問がありました。
- ・パブリックコメントを実施するにあたり、助成制度の要件を記載していないと、あらゆる罪種の犯罪被害者等の方が利用できる施策であると誤解を招くため、犯罪被害者等支援条例に基づく施策についてのみでも、要件を明記したほうが良いのではないかという意見がありました。
- ・助成制度が利用できる犯罪が年間何件発生しているかを記載することで、助成制度の要件が十分な要件なのかを市民が判断しやすくなるため、記載すべきという意見がありました。
- ・子育て短期支援サービスの「ひと月7日まで」という要件は延長ができるかについて、質問がありました。
- ・介護や保育、家事手伝いなどの日常生活支援について、現時点ではひとり親家庭のみの支援となっているため、共働き世帯などにも支援を拡充してほしいという意見がありました。
- ・条例中の複数項目が重なっている施策については、再掲という形をとらなくてもよいのかという質問がありました。

- ・住民基本台帳事務における支援措置について、計画素案では「DV及びストーカー行為などの被害者への支援」と記載しているが、性犯罪などほかの犯罪でも支援措置を受けられるのかという質問がありました。
- ・選挙事務においても、犯罪被害にあった方の個人情報を加害者に特定されないようにできるかについて、質問がありました。
- ・税関係の書類から、犯罪被害にあった方の個人情報を加害者に特定されたという事案があるため、税関係の書類についても犯罪被害にあった方の個人情報を特定されないような取り組みを行ってほしいという意見がありました。
- ・市営住宅の抽選倍率の優遇について、犯罪等の被害者の当選確率は2倍で、DVの被害者の方の当選確率は3倍にしている根拠に関する質問がありました。
- ・犯罪被害者等については、市営住宅の抽選優遇という形ではなく、優先的に入居できるような形にしてほしいという意見がありました。
- ・就労・就業に関する給付金や助成を受けられるのは、ひとり親家庭に限られているため、犯罪被害者等の全ての方が就労・就業ともに給付金や助成を受けられるようにしてほしいという意見がありました。
- ・母子父子寡婦福祉資金の貸付及び入学準備金の貸付について、犯罪被害者等支援に係る資金貸付と重複して貸付を受けられるかについて、質問がありました。
- ・就学のために経済的支援が必要な方に対して、奨学金の資金貸付を行っているということだが、給付ではなく貸付で間違いないかという質問がありました。
- ・計画素案の中で、重複で申請できる助成制度や2つ申請すると助成額が減額となるものなどを、分かりやすく記載したほうがよいのではないかという意見がありました。
- ・犯罪被害者等支援に関する教育活動の推進について、主な対象が中学3年生となっている理由について、質問がありました。
- ・犯罪被害者等支援に関する教育活動の推進について、主な対象を中学3年生と記載しているが、近年性暴力等の被害が低年齢化していることもあるため、「児童生徒に対して犯罪被害者等に関する教育活動の推進を行う。」という表現に修正した方がよいのではないかという意見がありました。
- ・犯罪被害者等支援に関する教育活動の推進について、「被害者支援の専門家等の招致講演などを行う。」という文言を追加したほうがよいのではないかという意見がありました。
- ・進行管理に際して第三者の意見を聴く機会があってもよいのではないかという意見がありました。
- ・犯罪被害者等支援に関するカウンセリング費用の助成や無利子の貸付金は、危険運転致死傷罪は対象となるかという質問がありました。
- ・危険運転致死傷罪は犯罪被害者等支援に関する見舞金や助成の対象とならない旨を記載した方がよいのではないかという意見がありました。

- ・新潟市犯罪被害者等助成金交付要綱での犯罪被害者の定義が「犯罪行為により死亡した者及び重傷病を負った者をいう。」と記載されているが、犯罪被害者等にとって好ましくない表現のため、機会を見て修正したほうがよいという意見がありました。
- ・被害を被った犯罪行為ではどのような支援を受けられるのかを分かりやすくするため、罪種ごとに受けられる支援をまとめた資料を記載するとよいのではないかと意見がありました。

その他

新潟市犯罪被害者等支援条例の周知啓発について

○新潟市犯罪被害者等支援条例の周知啓発に関する取組状況について、事務局から説明がありました。

- ・「福祉・介護・健康フェア in2022」内で行ったアンケートの具体的な内容について、質問がありました。

◆会議資料

資料1：（仮称）新潟市犯罪被害者等支援推進計画素案

資料2：新潟市における犯罪被害者等支援施策一覧

資料3：（仮称）新潟市犯罪被害者等支援推進計画素案概要

資料4：（仮称）新潟市犯罪被害者等支援推進計画策定スケジュール

資料5：意見用紙

その他資料：新潟市犯罪被害者等支援条例周知取組一覧